

鳥取県告示第463号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

琴浦町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

八反田谷川（Ⅰ-2-21-24-2）、宮場谷川（Ⅰ-2-21-24-3）、湯の谷川（Ⅰ-2-21-24-4）、湯中谷川（Ⅰ-2-21-24-5）、中湯の谷川（Ⅰ-2-21-24-6）、湯の谷川（Ⅰ-2-21-24-7）、オガモ谷川（Ⅰ-2-21-24-8）、杉地谷川（Ⅰ-2-21-24-9）、野井倉谷川（Ⅰ-2-21-24-25）、上野井倉谷川（Ⅰ-2-21-24-26）、公文寺谷川（Ⅰ-2-22-24-10）、市倉谷川（Ⅰ-2-22-24-11）、今田上谷川（Ⅰ-2-22-24-13）、サイ谷川（Ⅰ-2-22-24-14）、洗川（Ⅰ-2-22-24-15）、上赤松谷川（Ⅰ-2-22-24-16）、下赤松谷川（Ⅰ-2-22-24-17）、北の谷川（Ⅰ-2-22-24-18）、山田谷川（Ⅰ-2-22-24-21）、西大杉谷川（Ⅰ-2-22-24-27）、大谷川（Ⅰ-2-23-24-22）、岩本谷川（Ⅰ-2-23-24-23）、中村谷川（Ⅰ-2-27-25-2）、精進川（Ⅰ-2-24-25-7）、上山川谷川（Ⅰ-2-24-25-8）、宮木谷川（Ⅰ-2-24-25-9）、上宮木谷川（Ⅰ-2-24-25-10）、佐崎谷川（Ⅰ-2-24-25-13）、上国実谷川（Ⅰ-2-24-25-15）、光好谷川（Ⅱ-2-21-24-1）、今田谷川（Ⅱ-2-22-24-4）、原谷川（Ⅱ-2-22-24-5）、上西大杉谷川（Ⅱ-2-22-24-6）、一ツ屋谷川（Ⅱ-2-22-24-8）、上岩本谷川（Ⅱ-2-23-24-9）、上郷谷川（Ⅱ-2-22-24-10）、上原谷川（Ⅱ-2-22-24-12）、奥中村谷川（Ⅱ-2-27-25-1）、下木地谷川（Ⅱ-2-24-25-2）、山川木地下谷川（Ⅱ-2-24-25-3）、大父北谷川（Ⅱ-2-24-25-4）、下大父北谷川（Ⅱ-2-24-25-5）、上大父北谷川（Ⅱ-2-24-25-6）、大父谷川（Ⅱ-2-24-25-7）、大父南谷川（Ⅱ-2-24-25-8）、下太一垣谷川（Ⅱ-2-27-25-9）、太一垣谷川（Ⅱ-2-27-25-10）

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

琴浦町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

八橋1地区（Ⅰ-823）、八橋2地区（Ⅰ-824）、八橋3地区（Ⅰ-825）、栗子地区（Ⅰ-826）、清水地区（Ⅰ-827）、三軒家地区（Ⅰ-828）、岩本地区（Ⅰ-829）、一ツ屋地区（Ⅰ-830）、倉坂1地区（Ⅰ-831）、倉坂2地区（Ⅰ-832）、鋤地区（Ⅰ-833）、東公文地区（Ⅰ-834）、山田地区（Ⅰ-835）、東山田地区（Ⅰ-836）、大杉地区（Ⅰ-837）、今田地区（Ⅰ-838）、福永地区（Ⅰ-839）、赤松地区（Ⅰ-840）、野田地区（Ⅰ-841）、上光好地区（Ⅰ-842）、杉地地区（Ⅰ-843）、野井倉地区（Ⅰ-846）、上法万地区（Ⅰ-1153）、下見地区（Ⅰ-1154）、新田地区（Ⅰ-1155）、別宮地区（Ⅰ-1417）、大杉2地区（Ⅰ-1418）、八橋4地区（Ⅰ-1419）、八橋12地区（Ⅰ-1556）、八橋13地区（Ⅰ-1566）、赤碓地区（Ⅰ-847）、亀崎地区（Ⅰ-848）、

別所2地区（Ⅰ-849）、八幡地区（Ⅰ-850）、梅田地区（Ⅰ-851）、上別所1地区（Ⅰ-852）、佐崎地区（Ⅰ-853）、太一垣地区（Ⅰ-854）、竹内地区（Ⅰ-855）、平田ヶ平地区（Ⅰ-856）、山川1地区（Ⅰ-857）、山川2地区（Ⅰ-858）、下中村地区（Ⅰ-859）、上中村地区（Ⅰ-860）、尾張地区（Ⅰ-861）、上別所2地区（Ⅰ-1160）、佐崎2地区（Ⅰ-1420）、中村地区（Ⅰ-1421）、竹内2地区（Ⅰ-1422）、山川3地区（Ⅰ-1423）、杉地2地区（Ⅱ-2827）、別宮2地区（Ⅱ-2828）、公文地区（Ⅱ-2829）、山田2地区（Ⅱ-2830）、福永2地区（Ⅱ-2831）、八橋5地区（Ⅱ-2832）、八橋6地区（Ⅱ-2833）、八橋8地区（Ⅱ-2835）、八橋9地区（Ⅱ-2836）、八橋10地区（Ⅱ-2837）、尾張2地区（Ⅱ-2838）、太一垣2地区（Ⅱ-2839）、太一垣3地区（Ⅱ-2840）、太一垣4地区（Ⅱ-2841）、太一垣5地区（Ⅱ-2842）、中村2地区（Ⅱ-2843）、中村3地区（Ⅱ-2844）、中村4地区（Ⅱ-2845）、中村5地区（Ⅱ-2846）、高岡地区（Ⅱ-2851）、大父地区（Ⅱ-2852）、大父2地区（Ⅱ-2853）、松谷5地区（Ⅱ-2855）、赤碓2地区（Ⅱ-2856）、別所地区（Ⅱ-2857）、赤碓3地区（Ⅱ-3614）、田越地区（Ⅲ-4268）、八橋11地区（Ⅲ-4269）、三保地区（Ⅲ-4270）、光地区（Ⅲ-4271）、太一垣6地区（Ⅲ-4272）、松谷6地区（Ⅲ-4273）

（4）土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（5）政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）